

香川県広域水道企業団組織規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年8月17日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第7号

香川県広域水道企業団組織規程等の一部を改正する規程

(香川県広域水道企業団組織規程の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団組織規程(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p>(課の設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <table border="1"><thead><tr><th>センター</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>中讃ブロック統括センター</td><td>総務課、<u>お客さまセンター</u>、<u>水道整備課</u>、<u>給水課</u>、<u>浄水課</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	センター	課	略		中讃ブロック統括センター	総務課、 <u>お客さまセンター</u> 、 <u>水道整備課</u> 、 <u>給水課</u> 、 <u>浄水課</u>	略		<p>(課等の設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げるブロック統括センター及び広域送水管理センター(以下「センター」という。)に、同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>センター</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>中讃ブロック統括センター</td><td>総務課、<u>工務課</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>3 <u>中讃ブロック統括センターに、次の支所を置く。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>坂出支所</u></td><td><u>坂出市</u></td></tr><tr><td><u>善通寺支所</u></td><td><u>善通寺市</u></td></tr><tr><td><u>宇多津支所</u></td><td><u>綾歌郡宇多津町</u></td></tr><tr><td><u>琴平支所</u></td><td><u>仲多度郡琴平町</u></td></tr><tr><td><u>多度津支所</u></td><td><u>仲多度郡多度津町</u></td></tr><tr><td><u>まんのう支所</u></td><td><u>仲多度郡まんのう町</u></td></tr></tbody></table> <p>4 <u>坂出支所に、総務課及び工務課を置く。</u></p>	センター	課	略		中讃ブロック統括センター	総務課、 <u>工務課</u>	略		名称	位置	<u>坂出支所</u>	<u>坂出市</u>	<u>善通寺支所</u>	<u>善通寺市</u>	<u>宇多津支所</u>	<u>綾歌郡宇多津町</u>	<u>琴平支所</u>	<u>仲多度郡琴平町</u>	<u>多度津支所</u>	<u>仲多度郡多度津町</u>	<u>まんのう支所</u>	<u>仲多度郡まんのう町</u>
センター	課																														
略																															
中讃ブロック統括センター	総務課、 <u>お客さまセンター</u> 、 <u>水道整備課</u> 、 <u>給水課</u> 、 <u>浄水課</u>																														
略																															
センター	課																														
略																															
中讃ブロック統括センター	総務課、 <u>工務課</u>																														
略																															
名称	位置																														
<u>坂出支所</u>	<u>坂出市</u>																														
<u>善通寺支所</u>	<u>善通寺市</u>																														
<u>宇多津支所</u>	<u>綾歌郡宇多津町</u>																														
<u>琴平支所</u>	<u>仲多度郡琴平町</u>																														
<u>多度津支所</u>	<u>仲多度郡多度津町</u>																														
<u>まんのう支所</u>	<u>仲多度郡まんのう町</u>																														
<p>(<u>中讃ブロック統括センターの所掌事務</u>)</p> <p>第5条 <u>中讃ブロック統括センターの各課の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>総務課</u></p> <p>(1) <u>前条第1項第1号から第6号まで及び第8号並びに第5項第4号に掲げる事務</u></p>	<p>(<u>中讃ブロック統括センターの所掌事務</u>)</p> <p>第5条 <u>中讃ブロック統括センター(坂出支所を除く。)の総務課の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項第1号から第6号まで及び第8号、第2項各号、第3項第1号並びに第5項第4号に掲げる事務</u></p>																														

(2) 中讃ブロック統括センターの事務で他課の所掌に属しないものに関すること。

お客さまセンター

(1) 前条第2項各号に掲げる事務

水道整備課

(1) 前条第1項第7号及び第3項第2号から第5号までに掲げる事務

(2) 工事に係る補償に関すること。

給水課

(1) 前条第3項第6号及び第4項各号に掲げる事務

浄水課

(1) 前条第1項第7号及び第5項各号に掲げる事務

(浄水場)

(2) 前号に掲げる事務に係る中讃ブロック統括センターの所掌事務に関する総合調整に関すること。

(3) 中讃ブロック統括センターの事務で工務課の所掌に属しないものに関すること。

2 中讃ブロック統括センター（坂出支所を除く。）の工務課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第6号から第8号まで、第2項第5号、第3項第2号から第6号まで、第4項各号及び第5項各号に掲げる事務

(2) 前号に掲げる事務に係る中讃ブロック統括センターの所掌事務に関する総合調整に関すること。

3 坂出支所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1) 香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）第29条に規定する旧坂出市水道事業の給水区域（以下「旧坂出市水道事業の給水区域」という。）に係る前条第1項第1号から第6号まで及び第8号、第2項各号並びに第3項第1号に掲げる事務

(2) 中讃ブロック統括センターの所掌に属する契約に係る入札事務

(3) 坂出支所の事務で工務課の所掌に属しないものに関すること。

工務課

(1) 旧坂出市水道事業の給水区域に係る前条第1項第7号及び第8号、第2項第5号、第3項第2号から第6号まで、第4項各号並びに第5項各号に掲げる事務

4 支所（坂出支所を除く。）の分掌事務は、善通寺支所にあつては香川県広域水道企業団水道事業給水条例第29条に規定する旧善通寺市水道事業の給水区域に、宇多津支所にあつては同条に規定する旧宇多津町水道事業の給水区域に、琴平支所にあつては同条に規定する旧琴平町水道事業の給水区域に、多度津支所にあつては同条に規定する旧多度津町水道事業の給水区域に、まんのう支所にあつては同条に規定する旧まんのう町水道事業の給水区域に係る前条に掲げる事務とする。

5 前3項に定めるもののほか、支所は、中讃ブロック統括センターの所掌に属する工事の監督及び検査に関する事務を分掌する。

(浄水場)

第8条 略

センター	浄水場
略	
中讃ブロック統括センター	丸亀市浄水場
略	

第8条 次の表の左欄に掲げるセンターに、同表の右欄に掲げる浄水場を置く。

センター	浄水場
略	
中讃ブロック統括センター	丸亀市浄水場、鴨川浄水場
略	

(香川県広域水道企業団職員服務規程の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団職員服務規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不在の場合の事務処理)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 課長（広域送水管理センターにあつては、<u>所長</u>。以下「課長等」という。）は、前項の申出があつた場合において必要と認めるときは、担当者を定めてこれを処理させなければならない。</p>	<p>(不在の場合の事務処理)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 課長等（職員が所属する課の長（広域送水管理センターにあつては<u>その長、支所（坂出支所を除く。）にあつては支所の長</u>）をいう。以下同じ。）は、前項の申出があつた場合において必要と認めるときは、担当者を定めてこれを処理させなければならない。</p>

(香川県広域水道企業団職員安全衛生管理規程の一部改正)

第3条 香川県広域水道企業団職員安全衛生管理規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) センター <u>ブロック統括センター及び広域送水管理センターをいう。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) センター <u>ブロック統括センター（支所を除く。）及び広域送水管理センター並びに支所をいう。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p>

(香川県広域水道企業団職員被服貸与規程の一部改正)

第4条 香川県広域水道企業団職員被服貸与規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前																																																				
<p>(被服の貸与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定により貸与する被服（以下「貸与被服」という。）の品目、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。ただし、<u>課長</u>（広域送水管理センターにあっては、<u>所長</u>。以下「<u>課長等</u>」という。）が業務の状況又は貸与被服の損耗の程度その他必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸与対象者</th> <th>貸与品目</th> <th>貸与数量</th> <th>貸与期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>水道技術管理者である事務局次長 計画課、浄水課、工務課及び水質管理課に勤務する職員 ブロック統括センター及び広域送水管理センター（浄水場を含む。）に勤務する職員（3を除く。）</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ブロック統括センター及び広域送水管理センター（浄水場を含む。）に勤務する職員（主として総務事務に従事する職員）</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分	貸与対象者	貸与品目	貸与数量	貸与期間	備考	1	略					2	水道技術管理者である事務局次長 計画課、浄水課、工務課及び水質管理課に勤務する職員 ブロック統括センター及び広域送水管理センター（浄水場を含む。）に勤務する職員（3を除く。）	略				3	ブロック統括センター及び広域送水管理センター（浄水場を含む。）に勤務する職員（主として総務事務に従事する職員）	略				<p>(被服の貸与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定により貸与する被服（以下「貸与被服」という。）の品目、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。ただし、<u>課長等</u>（職員の所属する課の<u>長</u>（広域送水管理センターにあっては<u>その長</u>、<u>支所</u>（<u>坂出支所を除く。</u>）にあっては<u>支所の長</u>）をいう。以下同じ。）が業務の状況又は貸与被服の損耗の程度その他必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸与対象者</th> <th>貸与品目</th> <th>貸与数量</th> <th>貸与期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>水道技術管理者である事務局次長 計画課、浄水課、工務課及び水質管理課に勤務する職員 ブロック統括センター及び広域送水管理センター（<u>支所及び浄水場を含む。</u>）に勤務する職員（3を除く。）</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ブロック統括センター及び広域送水管理センター（<u>支所及び浄水場を含む。</u>）に勤務する職員（主として総務事務に従事する職員）</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分	貸与対象者	貸与品目	貸与数量	貸与期間	備考	1	略					2	水道技術管理者である事務局次長 計画課、浄水課、工務課及び水質管理課に勤務する職員 ブロック統括センター及び広域送水管理センター（ <u>支所及び浄水場を含む。</u> ）に勤務する職員（3を除く。）	略				3	ブロック統括センター及び広域送水管理センター（ <u>支所及び浄水場を含む。</u> ）に勤務する職員（主として総務事務に従事する職員）	略			
区分	貸与対象者	貸与品目	貸与数量	貸与期間	備考																																																				
1	略																																																								
2	水道技術管理者である事務局次長 計画課、浄水課、工務課及び水質管理課に勤務する職員 ブロック統括センター及び広域送水管理センター（浄水場を含む。）に勤務する職員（3を除く。）	略																																																							
3	ブロック統括センター及び広域送水管理センター（浄水場を含む。）に勤務する職員（主として総務事務に従事する職員）	略																																																							
区分	貸与対象者	貸与品目	貸与数量	貸与期間	備考																																																				
1	略																																																								
2	水道技術管理者である事務局次長 計画課、浄水課、工務課及び水質管理課に勤務する職員 ブロック統括センター及び広域送水管理センター（ <u>支所及び浄水場を含む。</u> ）に勤務する職員（3を除く。）	略																																																							
3	ブロック統括センター及び広域送水管理センター（ <u>支所及び浄水場を含む。</u> ）に勤務する職員（主として総務事務に従事する職員）	略																																																							

附 則

この規程は、令和3年8月30日から施行する。